

「道州制への移行のための改革基本法案」に対する申し入れ

標記法案については、素案との位置づけで先日公表されました。

国の府省及び地方支分部局の改廃や、道州の行政組織についてはその自主組織権に委ねるなど他党と異なる主張が含まれています。

しかし、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、この法律に基づき設置される「道州制国民会議」での調査審議に委ねられています。

地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的内容については、その概略や方向を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきであると考えます。

道州制の検討にあたっては、分権型社会を実現するという本来の目的に鑑み、下記の項目について基本となる考え方を明らかにするよう求めます。

記

1 基本原則

地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討にあたっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を第一とすること。

特に、国の府省、地方支分部局その他の国の行政組織の改廃や、課税自主権・自主組織権をはじめとする道州の自立性の確保等については、まず基本原則と骨格を明示するなど今後の検討の前提要件を明確にすること。

2 国・道州・市町村のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を明確にし、その事務を具体的に限定列挙すべき

国、道州、市町村の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続

き担う役割とその事務を具体的に限定列挙すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制への移行のための改革の基本方針」として「都道府県の廃止」が規定されているが、中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省や国会のあり方、市町村の権能や組織、身近なコミュニティの機能、さらに官民の役割分担なども検討し、明確にされなければならない。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 市町村の補完だけではなく、その事務や組織も地方の判断に委ねるべき

法案では、「市町村」は現状の規模や能力を前提に、従来の事務に加え、都道府県の廃止に伴い移譲される事務を担うものとされている。また、単独でこれらの事務処理が困難な市町村がある場合、道州が「市町村の規模の適正化」や「事務処理の共同化」など必要な措置を講ずることとされている。

こうした市町村の補完の枠組みだけでなく、関西の事情に合った制度設計が可能になるように、市町村の事務・権限の内容や組織を含め、道州内の自治制度については各道州及びその市町村における自主的判断に委ねるべきである。

(4) 大都市との関係を明確にすべき。

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

(2) 自主執行権を確保すべき

内政に関する事務において、国が引き続き担う役割と、それに関連して道州が担う事務との関係は重要であり、国の関与を想定しているなら、その考え方を明らかにしておく必要がある。

但し、道州が自らの事務として執行するものについては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべきである。

また、道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することになり、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

税源の確保、課税自主権の行使を含む税制の抜本の見直しや、道州間・道州内の財政調整は規定されているが、その具体的な制度設計にあたっては、東京をはじめとした都市部に税源が偏在していることを前提に、実現可能なあり方を示す必要がある。

(4) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

改革の目指すところが、地域の自立、すなわち地域の自己決定・自己責任にあるなら、住民自治の充実が極めて重要な課題となる。しかし、現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

道州及び市町村の住民自治をいかに充実させていくのか、基本的な考えを明らかにすべきである。

4 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制国民会議が設置された際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題に対応実績のある関西広域連合の参画を可能にすること。

(2) 住民への情報提供を行うべき

道州制導入の目的や制度の検討内容について、国民・地域住民の理解を促進するため、具体的な政策分野に即した道州制の姿と共に、メリット・デメリットを含め、できるだけ分かりやすい形で情報提供していくべき。

(3) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

平成 25 年 6 月 13 日

日本維新の会政調会長 浅田 均 様

関西広域連合

連合長

兵庫県知事

井戸 敏三